平成２３年（フ）第３２号
福岡県直方市大字感田2412番地５
債務者　川嶋　孝宏
１　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第２２４号
宮崎市清武町木原111番地３　オックスフォードマンション405号
債務者　奥山　　清
１　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５２号
鹿児島県鹿児島市山田町206番地　カントリーハイツ紅葉103号
債務者　大迫　洋子
１　決定年月日時　平成23年７月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６２号
鹿児島県奄美市名瀬平田町19番22号　２号、旧住所鹿児島県奄美市名瀬大字大熊28番地
債務者　山本　眞紀（旧姓川畑）
１　決定年月日時　平成23年７月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第６３号
鹿児島県奄美市名瀬石橋町17番35号　村田ビル202号、旧住所鹿児島県奄美市名瀬平田町27番21号　森田アパート２号室
債務者　仲谷真知子（旧姓要）
１　決定年月日時　平成23年７月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第２８７号
盛岡市東見前８地割27番地12
債務者　山根　恵子
１　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第８９号
福島県郡山市堂前町27番４号　鎌田ビル３Ｆ
債務者　穂積　清志
１　決定年月日時　平成23年７月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
福島県須賀川市西川字坂の上48番地　安田コーポ305号
債務者　金澤恵未子（旧姓齋藤）
１　決定年月日時　平成23年７月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
福島県田村郡三春町字荒町112番地
債務者　渡邉　広之
１　決定年月日時　平成23年７月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第７１号
石川県加賀市加茂町102番地　グランシティ107号室
債務者　渋谷　知子（旧姓村上）
１　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第３４号
福井県三方上中郡若狭町鳥浜第51号56番地の２
債務者　兼松加代美
１　決定年月日時　平成23年７月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第２７９号
高知市秦南町１丁目６番19号　早川コーポ１棟303号
債務者　柳井　敏征
１　決定年月日時　平成23年７月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２９８号
高知県南国市大埇乙466番地　畠中奈津亀方
債務者　西村　利男
１　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２９９号
高知県南国市大埇乙466番地　畠中奈津亀方
債務者　西村みさ子
１　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３０５号
高知市春野町弘岡上183番地１　中越アパート
債務者　宮脇　康二
１　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１１号
高知県南国市緑ケ丘２丁目312番地
債務者　松本　幸男
１　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１３号
高知市一宮東町５丁目26番２－２号　エスポアール翠Ａ103
債務者　六田　　洋
１　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２２号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅Ｓ－204号
債務者　西本　　寛
１　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
高知地方裁判所破産係